

消費税の使途

消費税の税率は、平成26年4月に5%から8%、令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。税率の引上げにより増収となる地方消費税（※）収入については、地方税法の規定により、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化に対処するための施策）・その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度予算の地方消費税交付金は194億円、うち税率引上げによる増額分は106億円を見込んでおり、その使途は以下のとおりです。

（単位：百万円）

事業	令和8年度 予算額	財 源 内 訳			
		特定財源	一般財源	うち地方消費税交付 金（引き上げ分）	
社会福祉	障がい者福祉事業	24,897	17,778	7,119	931
	高齢者福祉事業	2,549	1,244	1,305	171
	児童福祉事業	24,792	14,406	10,385	1,358
	幼児教育・保育事業	41,081	21,391	19,690	2,574
	生活保護事業	49,902	38,599	11,303	1,477
社会保険	国民健康保険事業	8,333	2,917	5,416	708
	介護保険事業	11,515	634	10,881	1,422
	後期高齢者医療事業	11,408	1,650	9,758	1,275
保健衛生	疾病予防対策事業	4,018	255	3,763	492
	その他保健衛生事業	2,576	1,158	1,419	185
合 計	181,071	100,032	81,039	10,593	

（端数調整の関係上、合計が一致しない場合があります。）

※ 地方消費税：消費税は、国の消費税と地方消費税に分かれます。それぞれの税率は以下のとおりです。

税率	国の消費税	地方消費税
5%	4.0%	1.0%
8% (H26.4~)	6.3%	1.7%
10% (R1.10~)	7.8%	2.2%